

# 公立大学法人前橋工科大学学内ネットワーク再構築支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

公立大学法人前橋工科大学学内ネットワーク再構築支援業務の企画提案を募集します。  
業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

## 1 業務の趣旨・目的

本学では、学内ネットワークの更改（再構築）に向け、現状調査及び課題分析を踏まえた再構築基本方針の策定並びに、次期ネットワーク調達に必要となる要件定義書及び機器調達仕様書の作成支援業務を実施する。

近年の ICT 利用拡大、クラウドサービスの普及及び学生の BYOD 化に伴うモバイル端末利用の増加により、大学ネットワークには高い可用性、拡張性及びセキュリティが求められている。

本業務は、本学ネットワークの現状調査及び課題分析を実施し、将来の ICT 利用環境を見据えた学内ネットワーク再構築の基本方針を策定するとともに、令和 9 年度に予定している次期学内ネットワーク調達に向けた要件定義書及び調達仕様書の作成を支援することを目的とする。

## 2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 公立大学法人前橋工科大学学内ネットワーク再構築支援業務
- (2) 業務概要

本業務において受託者は、主として次の業務を実施するものとする。

- ・ 現状調査（ネットワーク構成、機器設定状況、配線構成、無線 LAN 環境の確認及び関係者ヒアリング等）
- ・ 課題分析（技術面、運用面、セキュリティ面及び将来拡張性の観点からの整理）
- ・ 学内ネットワーク再構築に係る基本方針の策定（アーキテクチャ方針、無線 LAN 設計方針、運用方針、可用性及び拡張性の確保に係る方針）
- ・ 次期ネットワーク調達に向けた要件定義書及び機器調達仕様書の作成支援並びに移行方針の整理及び概算費用の算定

※詳細は、別紙「学内ネットワーク再構築支援業務委託事業者選定に係る提案依頼書（RFP）」による。

## 3 予算額

5, 280, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

## 4 契約期間・履行期間

令和 8 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

【想定スケジュール（参考）】

令和 8 年 6 月～7 月 現状調査及び課題整理

令和8年8月～9月 再構築基本方針の策定

令和8年9月～10月 次期ネットワーク基本構成の検討

令和8年11月 機器調達仕様書の作成

※上記以降に予定している機器調達及びネットワーク構築は本業務の対象外とする。

## 5 応募資格

応募資格は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できる事業者とします。

- (1) 過去5年以内に大学、官公庁又はこれに準ずる機関において、ネットワーク設計又はネットワーク構築支援に関する業務実績を有すること
- (2) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第3条に規定する者でないこと。
- (3) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第4条の規定により、一般競争入札への参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、手続開始の申立てをしている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公立大学法人前橋工科大学物品購入契約等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団関係者を本業務の再委託先としない者であること。
- (8) 応募時点において、事業者（本業務の遂行に必要な全ての関連事業者を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税その他の租税を滞納している者であること。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその利益となる活動を行う者であること。
  - ウ 宗教活動又は政治活動を目的としている者であること。

## 6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年3月24日（火）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和8年3月24日（火）
質問受付期間	令和8年3月24日（火） ～ 同4月10日（金）
質問書への回答期限	令和8年4月14日（火）

公募型プロポーザル応募申請書提出期限	令和8年4月15日(水)
提案書提出期限	令和8年5月1日(金)17時必着
プロポーザル実施日	令和8年5月20日(水)
審査結果通知書の発送	令和8年5月25日(月)予定
契約締結、業務開始	令和8年6月1日(月)予定

※ 説明会は、開催しません。

## 7 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間 令和8年3月24日(火)から同年4月10日(金)まで
- (2) 質問書様式 様式第8号のとおり
- (3) 提出方法

メールに添付して提出してください。メールの件名は、「公立大学法人前橋工科大学学内ネットワーク再構築支援業務公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。

なお、質問受付時に事務局から受付完了メールを送付します。受付期間中に受付完了メールが届かない場合は、事務局まで電話で問い合わせてください。

ア 提出先 jim@maebashi-it.ac.jp

イ 回答方法 令和8年4月14日(火)までに、質問のあった全ての事業者にメールで回答するとともに、前橋工科大学ホームページに掲載します。

## 9 応募の手続き等

- (1) 提出書類

5の応募資格を全て満たす事業者で、この公募型プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書・企画提案書を提出してください。

これらの書式は、令和8年3月24日(火)に前橋工科大学ホームページに掲載しますので、各自でダウンロードして使用してください(トップページURL:  
<https://www.maebashi-it.ac.jp/>)。

ア 公募型プロポーザル応募申請書(様式第1号のとおり)

(ア) 受付期間 令和8年3月24日(火)から同年4月14日(木)17時まで(必着)

(イ) 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による。

(ウ) 公募型プロポーザル応募申請書の提出部数 2部

(エ) 添付書類 応募資格要件確認書(様式第2号のとおり)

イ 提案書(様式第3～7号のとおり)

(ア) 提出期限 令和8年5月1日(金)17時まで(必着)

(イ) 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による。

(ウ) 提案書の提出部数 紙出力10部及びデータを記録したCD2枚

※ 企画提案書のサイズは、A4版横向きの両面印刷とし、やむを得ずA3版を使用する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込んでください。

※ 紙出力したものと同一データをCDに記録し、提出してください。データフォーマットは、Microsoft PowerPoint 又はPDF形式で記録してください。

### (エ) 提案書への記載事項

次に掲げる事項について、順番に記載してください。一つの事項の説明のために、複数のページを用いても構いません。

- ・ 本業務の実施方針
- ・ 現状調査方法
- ・ 課題分析方法
- ・ ネットワーク設計に対する考え方
- ・ 無線 LAN 設計方針
- ・ ベンダーフリー設計への対応方法
- ・ 実施体制及び担当者経歴
- ・ 類似業務実績（大学又は公共団体等）
- ・ 業務スケジュール
- ・ 見積金額

### (2) 提出書類等に係る注意事項

#### ア 使用言語等

この公募型プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、日時は日本標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

#### イ 記載内容の変更等の禁止

提出していただいた書類を書き換え、差し替え、撤回し、又は再提出することは、できません。

#### ウ 提出書類の返却

提出していただいた書類は、返却しません。

#### エ 費用

応募申請に要する一切の費用は、事業者の負担とします。

#### オ 公表

この公募型プロポーザルの結果の公表を行う場合に、提出していただいた書類の内容の全部又は一部を使用することがあります。

#### カ 資料の取扱い

本学が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、検討の目的の範囲であっても、本学の下承を得ずに、第三者に使用させ、又は当該資料の内容を提示することを禁じます。

## 10 審査

提出していただいた書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、その結果、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の優先交渉権者として決定し、業務委託に係る交渉を行います。

### (1) 審査

ア 日時 令和8年5月20日（水） ※詳細は、別途電子メールで連絡します。

イ 会場 前橋工科大学内 ※詳細は、別途電子メールで連絡します。

ウ プレゼンテーションの時間

1 事業者当たりの時間は、次のとおりとします。

(ア) デモンストレーション等のための機器等の確認 5 分間

(イ) 企画提案の説明及びデモンストレーション 30 分間

(ウ) 質疑応答 10 分間

(エ) デモンストレーション等の機器等の片付け 5 分間

エ その他

(ア) 会場には、本学が PC (提出のあった提案書のデータをダウンロードしたもの)、プロジェクター及びスクリーンを準備します。

(イ) プレゼンテーションは、本学が用意した PC を操作しながら行ってください。

(ウ) 説明者は、総括責任者を含め、3 人以内とします (機器の操作者を除く。)

(エ) 応募者がプレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外します。

(オ) プレゼンテーション当日に参考資料等を追加する場合は、紙資料を配布しても構いませんが、プロジェクターに投影することは、できません。

(2) 選定審査委員会

優先交渉権者の選定に当たっては、本学に選定審査委員会を組織し、選定基準に基づいて事業者の評価を行います。

(3) 選定基準

評価項目	評価対象	配点
業務理解・基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の目的及び趣旨を十分に理解しているか。</li><li>・大学ネットワークの特性 (教育・研究・事務系の混在、無線 LAN 利用増大、クラウド利用拡大等) 及び本学規模 (キャンパス 1 か所、建物約 10 棟、学生約 1300 名) を踏まえた現実的な方針となっているか。</li><li>・本業務の成果物及び次期ネットワーク調達へのつながりを踏まえた全体像が示されているか。</li></ul>	15 点
現状調査・課題分析手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ネットワーク構成、機器構成、配線構成、無線 LAN 環境等の調査方法が具体的か</li><li>・関係者ヒアリング等により運用面の課題を適切に把握する方法が示されているか</li><li>・技術面・運用面・セキュリティ面の観点から体系的に課題整理を行う手法となっているか</li><li>・将来的な ICT 利用拡大やトラフィック増加を踏まえた分析が可能な手法となっているか</li></ul>	20 点
次期ネットワー	<ul style="list-style-type: none"><li>・可用性・拡張性・運用性を考慮したネットワーク</li></ul>	20 点

ク基本構想	構成の考え方が示されているか ・無線 LAN 利用の増加を踏まえた帯域設計やアクセスポイント配置の考え方が示されているか ・セキュリティ確保（認証、ネットワーク分離、ログ管理等）の観点が適切に考慮されているか ・クラウドサービス利用や将来のネットワーク拡張を見据えた構成となっているか	
要件定義・調達仕様書作成支援能力	・要件定義書及び機器調達仕様書の作成方法が具体的か。 ・特定メーカーに依存しないベンダーフリー設計の考え方が示されているか。 ・次期調達を円滑に実施できる仕様書作成手法となっているか。また、移行方針整理及び概算費用算定の方法が適切か。	15点
実施体制・実績	・業務遂行に必要な実施体制及び業務管理体制（進捗管理、品質管理、報告体制等）が適切に確保されているか。 ・担当者の専門性、資格及び経験が本業務の実施に適しているか。 ・大学、公共団体等における類似業務の実績を有しているか。	15点
価格	・提案内容に対して見積金額が妥当であるか ・提案内容と価格のバランスが適切であるか ・本業務の範囲に照らして合理的な価格設定となっているか	15点
合 計		100点

※ 次のいずれかに該当する事業者は、失格とします。

- ア 資格要件を欠く場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積金額が 3 に記載の予算の上限額を超える場合
- エ 提出書類等が提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- カ その他応募に関し不正行為があった場合

(4) 優先交渉権者（契約候補者）の決定方法

- ア 提出していただいた企画提案書等を審査し、最も優れている事業者を優先交渉権者として選定します。
- イ 優先交渉権者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上

の点数を得た事業者の中から優先交渉権者を選定します。

ウ 応募者が1事業者であっても、この公募型プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、その者が最低基準を満たせなかった場合は、優先交渉権者として選定しません。

(5) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者の選定結果は、全ての応募者に文書により通知するとともに、本学のホームページで公表します。

(6) その他の留意事項

ア 応募者に関する実地調査

審査に当たり選定審査委員会が必要と認める場合は、事業者が経営する企業等の実地調査を行うことがあります。

イ 選定審査委員会の委員との接触

事業者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

## 11 契約

(1) 本学は、選定審査委員会で審査の上決定した優先交渉権者との間で契約締結のための交渉を行います。

(2) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、本学との交渉により、決定します。

(3) 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

(4) 契約保証金は、公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第34条第7号の規定により、免除とします。

(5) 優先交渉権者が契約締結までの間に、失格事項に該当することが判明した場合は、交渉権を失います。この場合において、次順位者に対し交渉権が与えられるものとします。

(6) 本学は、契約締結後においても、契約の相手方に失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、当該契約を解除することができるものとします。

## 12 別添資料等

(1) 提案依頼書 (RFP) (別紙)

(2) 公募型プロポーザル応募申請書 (様式1)

(3) 応募資格要件確認書 (様式2)

(4) 提案書 (様式3～7)

(5) 質問書 (様式8)

## 13 提出先・問い合わせ先

〒371-0816 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1  
公立大学法人前橋工科大学 事務局総務課総務企画係  
担当 五十嵐・伊藤

電話番号 027-265-0111 FAX 027-265-3837

Email : [jimu@maebashi-it.ac.jp](mailto:jimu@maebashi-it.ac.jp)